

第4章

1. 子どものサインの把握がポイントとなる事例①②
2. 事実確認がポイントとなる事例
3. 地域との連携がポイントとなる事例
4. スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用がポイントとなる事例
5. 関係機関との連携がポイントとなる事例
6. スクールカウンセラーの対応で効果があった事例
7. インターネット掲示板に誹謗・中傷が書き込まれた事例
8. ソーシャルメディアによるトラブルが発生した事例
9. 発達障がいのある子がいじめられた事例
10. 発達障がいのある子がいじめた事例
11. 発達障がいの疑いがある子がいじめた事例
12. いじめた子が特定できない事例
13. 集団によるいじめの事例
14. 早期発見のために有効な手だてをとっていた事例
15. 悩み・いじめアンケート（学校独自）の有効活用
16. 学校における効果的な取組の事例
17. いじめの未然防止に向けた指導事例

いじめは、学校内だけではなく学校外においても発生することから、教職員は常にアンテナを高く保ち、その未然防止に努めることが大切である。また、いじめは教職員からは見えにくい形で行われることが多く、時には集団化したり、長期にわたっていじめが継続したりする場合もあり、いじめを発見した場合は、そのいじめの状況に応じて、早期に適切な対応をしていくことが、いじめの深刻化、拡大化を防ぐことにつながる。

本章では、様々ないじめを例にとり、その具体的な対応の仕方や関係機関との連携のあり方などを記載し、学校におけるいじめに対する適切な指導や対応のポイントを示した。

1 子どものサインの把握がポイントとなる事例①

小学校 5年生・女子

事例の概要

Aさん、Bさん、Cさんは、仲良し3人グループで、いつも一緒に行動していました。

その中で最もおとなしいAさんが、8月末から腹痛や頭痛を理由に休み始め、11月上旬からは、ほとんど登校できない状況になりました。

担任は、この頃から保護者と連絡を取り合い、家庭や学校での様子を互いに伝え合う中から、どうやらBさんやCさんとの仲がうまくいっておらず、そのことが原因で休んでいるのではないかと感じるようになりました。

ある日、Aさんの保護者から「うちの子が学校に行けないのは、いじめが原因ではないか。BさんとCさんから悪口を言われたり、無視されたりしている。」という電話が学校に入りました。母親は、学校での出来事なのに、担任はどうして気付かなかったのかと、不満をぶつけてきました。

いじめの背景

Aさんは、仲の良かったBさんやCさんとしか話をしない内気な子で、自分の意思をはっきり伝えることが苦手である。

そんなAさんに対して、Bさんはしだいにイライラするようになり、わざと無視するような態度をとるようになってきた。

Bさんの性格は、3人の中では仕切り屋タイプで、クラスではリーダー性を発揮する子である。Cさんは、Bさんに従順で、おとなしい子である。BさんとCさんは、帰る方向や習い事が一緒で、Aさんを除いて2人で行動することが多くなってきた。

事実確認と対策の方針

- ・担任が家庭訪問をして、直接Aさんに会って事情を確認したところBさんとCさんが、1学期に自分が近寄るとわざと避けるようなそぶりを見せたり、走って逃げたりするようなことが続き、BさんやCさんに会いたくないとのことであった。
- ・担任は、これまでわかった事実を校長や教頭、学年会に報告するとともに、具体的な対応策について話し合うことにした。
- ・担任が、Bさん、Cさんから事情を聞いたところ、Aさんに対する嫌がらせの行動をしていたことが分かった。
- ・校内学びの支援委員会を開き、いじめの解決と不登校状態の改善とを整理しながら、教職員の役割分担を明確にして対応することとした。

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

具体的な
対 応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・ 教頭と担任は、Aさん宅を訪問し、Aさんの保護者にBさん、Cさんから聞きたいじめの事実と、担任が指導した内容を伝えた。
- ・ 今後は、これまで以上に学校と保護者との連絡を密に図っていくことを確認し、Aさんの気持ちを聞きながら、登校に向けた対応策について話し合った。
- ・ 担任は、Aさんの保護者にAさんの不登校状態の改善といじめの解消について、スクールカウンセラーと連携しながら対応することについて保護者の理解を得た。

配慮すべき事項

いじめている子から事情を聞く場合、いじめている子の保護者に事前に連絡しておくことが大切である。

②いじめている子とその保護者への対応

- ・ Bさんは、Aさんの言動にイライラして無視をするような態度等をとったとのことだったので、担任は、Bさんに対して、人にはそれぞれ個性があり、互いに尊重し合いながら生活していくことの大切さを説いた。また、自己中心的な言動が、今回のいじめの直接的な要因となったことを指摘し、寛容な気持ちで周りとの協調し合いながら友達の輪を広げていくよう指導した。
- ・ BさんとCさんに対し、これまでAさんに行ってきた行為を一つ一つ振り返らせたところ、Aさんに対する謝罪の気持ちが湧いてきた。
- ・ Bさん、Cさんは、Aさんの気持ちに配慮しながら、登校してほしいという気持ちを含め、いじめたことについて詫びつつ、何度か手紙で謝罪の気持ちを伝えた。
- ・ これまでの事情を家庭訪問をして説明したところ、各保護者とも2人の行為はいじめであるとの認識をもち、Aさんの保護者に謝罪したいとの意向を示した。
- ・ 今後は、両家庭との連携を一層深めながら、子どもたちの様子を見ていくこととした。

その後の
経 過

いじめられているAさんの変容

- ・ 話し合いを重ねるたび、担任とAさん及びAさんの保護者の信頼関係が徐々に回復し、また、BさんとCさんとの関係も良くなり、Aさんは明るさを取り戻して登校できる日が増えてきた。

(1) 本事例を振り返って

- ・ Aさんが腹痛や頭痛を理由に休み始めた時点で、担任が家庭訪問や、教育相談を実施したり、さらに複数の教職員で対応したりして本人の悩みや思いを聞く機会を設けていれば、何らかのサインを感じ取ることができ早期にいじめを解消できたものと考えられる。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・ 高学年になると特定のグループを作りやすく、仲がよくても突然いじめが起こり得るという視点をもつことが大切である。
- ・ 子どもは、いじめや嫌な事があった場合は、顔の表情や行動、身体的な症状などに現れることが多い。そのため、遅刻や早退、欠席の時には、子どもの状態を十分把握するとともに、保護者と連絡を取り、家庭での様子も聞くことが重要である。



1 子どものサインの把握がポイントとなる事例②

中学校 2年生・女子

事例の概要

Aさんは他学級のB君に好意を寄せており、その思いを日頃から保健室で同級のCさんや養護教諭に伝えていました。しばらくすると、Aさんは、周りからB君のことではやし立てられたり、陰口等も言われたりするようになりました。

Aさんは、養護教諭に相談しましたが「気にせず、勝手に言わせておきなさい」と言われ、気にしないように努めていました。しかし、その後Aさんは、休み時間など教室に一人であることが多くなり、保健室にも顔を出さなくなりました。

ある日、担任は、Aさんが腹痛などで早退することが続いていることが気になり、Aさんから話を聞きました。それによると、B君のことで男子からしつこくからかわれたり、ありもしない性的な噂をたてられたり、さらには、Cさんにも悪口等を言われているとのことでした。また、早退の理由は、B君とのことが学年全体で噂になっているとDさんから聞き、周りから変な目で見られている気がして辛いからとのことでした。

いじめの背景

AさんとCさんは表面的には仲がよく、昼休みなどに保健室によく2人で来室し、男女関係の話をしていた。Cさんは、AさんがB君の話ばかりするので、Aさんに対して嫌気がさしていたようだ。

事実確認と対策の方針

- ・担任が学年主任に相談し、学年会が開かれた。学年会では、Aさんの噂が学年全体に広がっていることから、学年体制で対応するとともに、生徒指導部との連携も図ることとした。
- ・Aさんは、日頃から様々なことを養護教諭に相談していたことから、今後、養護教諭と連携しながら対応することを確認した。
- ・Cさんに事実確認をするとともに、からかったり噂をたてたりした生徒をAさんの話などから特定して、それらの生徒にも事実確認をした。
- ・噂がインターネット上に広がっていることが予想されたため、教育委員会に連絡し、専門業者による検索を依頼した。
- ・学年と生徒指導部で指導する生徒、対応や役割分担を検討した。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・養護教諭は、Aさんが保健室に顔を見せなくなったために心配していたことを伝え、その後もAさんに寄り添い受容的態度を心掛けながら解決に向けて信頼関係を築いていった。また、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげられるよう体制を整備した。
- ・担任と学年主任でAさん宅に家庭訪問を行い、保護者に事実を伝え、いじめた子の指導状況や学校の対応等について理解を求めた。
- ・幸いなことに専門業者によるネット検索では、深刻な書き込みが広がっている事実は報告されなかった。

配慮すべき事項

養護教諭には生徒から担任の知らない情報が多く入ることから、養護教諭は生徒との約束を踏まえ、担任等への情報伝達を慎重に行い、十分連携する必要がある。

その後の経過

②いじめている子とその保護者への対応

- ・担任は、Cさんに、Aさんが仲のよいと思っていたCさんから悪口を言われたことに大きなショックを受けていることを伝え、Aさんの辛い気持ちを理解させるとともに、Cさんがなぜこのようないじめを行ったのかを丁寧に聞き取り、Aさんとの関係修復に向けて支援した。
- ・からかったり、噂をたてたりした生徒に対して、Aさんへの行為はいじめであり絶対に許されないことを理解させ、Aさんへの謝罪の気持ちを引き出すとともに、いじめていた子の保護者にも事実を伝え、学校の対応について理解を求めた。

③学年の対応

- ・からかったり、噂をたてたりした生徒や噂話が学年全体に広がっていたことから、AさんとB君の保護者の承諾を得て、学年の全学級で各担任から「いじめは絶対に許されない」ことについて指導した。
- ・学年の全教員で、これまで以上に生徒を観察するなど、同じようないじめが起きないように注意を払った。

④学級への指導

- ・Aさんが精神的に不安になっていたので、学級でAさんを支えたり、温かく接したりするよう指導した。
- ・学級活動や道徳の時間などを利用して、噂話やからかいなどが人を大きく傷つけ、いじめにつながることについて指導した。

①いじめられている生徒や学年生徒の変容

- ・養護教諭が積極的に話をする機会をつくり、心のケアを行ったことで、AさんとCさんとの関係も一定程度修復された。
- ・学年で道徳や学級活動などの時間を利用して、他人を思いやることなどについて指導することで、学年の雰囲気が穏やかになっていった。

②校内体制の充実

- ・養護教諭と担任が、定期的に情報交換をする機会をつくり、学年の様子を多面的に考察し把握するように努めた。
- ・学年教員が休み時間等に保健室に行く体制を整えたことで、養護教諭、担任、生徒が一緒に話すことができ、教員と生徒との関係がよくなり、生徒が直接担任に相談することも多くなった。

(1) 本事例を振り返って

- ・Aさんが養護教諭に相談に来た時点で、養護教諭と担任が情報交換していたり、休み時間一人であるAさんに気付いたりしていたら、より早期に対応できたものと考えられる。
- ・生徒の心のケアや生徒同士の関係修復等に、担任以外の養護教諭等が関わることも大切である。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・生徒は、保健室では教室とは違う顔を見せることもある。そのため、担任は保健室に顔を出したり、日常的に養護教諭と情報交換を行ったりすることが大切である。
- ・学校保健安全法では、教員による日常的な健康観察が重視されており、心配な点があれば遅滞なく速やかに連絡をとって対応することとなっている。特に、学級担任による朝の健康観察をスタートとした日常の健康観察を全校の取組として実施し、子どものサインを見逃さないことが重要である。



2 事実確認がポイントとなる事例

高等学校 1年生・男子

事例の概要

A君は、バスケットボール部の練習前に自分のバスケットシューズがないことに気が付きましたが、その日は、別の生徒の下足箱にあったので、あまり気にせず、誰かが間違えて置いたものと思っていました。

ところが、数日後、またバスケットシューズがなくなったので、友達と一緒に探したところ、ゴミ箱の中から発見されました。その後、A君の自転車のタイヤの空気が抜かれていたり、顧問がいない部活動の練習中に、A君にパスが回ってこなかったりするようになりました。

さらに、A君は、部活のみんなから避けられているように感じられ、A君は両親に相談した後、担任と顧問にも相談をしました。

いじめの背景

A君は小学校、中学校とチームの中心選手として全市大会に出場した。身体能力も高く、技術的にも上級生に負けない実力をもっており、そのことを自慢気に話したり、顧問の先生がいないときには練習の手を抜いたりすることがあり、態度も生意気で、上級生からは目を付けられていた。

1年生は、2年生が怖かったため、A君に近づかないようにしていた。3年生は、すでに引退している。

事実確認と対策の方針

- ・顧問教諭は、生徒指導部等の協力も得ながら部員から情報を集めたところ、シューズと自転車の件は2年生数名で行ったことが分かった。その中で、A君は自分がうまいとっていて生意気で勝手なプレーが多いため、懲らしめるために行ったとの話も出ていた。
- ・生徒指導委員会で事実を確認しながら今後の対応について検討し、担任と顧問教諭が連携を図り対応することとした。
- ・顧問会議を開き、全部活動で練習の様子だけではなく、後片付けや更衣室での様子についても観察することとした。
- ・バスケットボール部については、生徒指導部長も入り、A君の態度等がどうであれ、行為はいじめに相当することを理解させるとともに、今後の部活動の在り方について指導していくこととした。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・担任と顧問教諭で、A君に日頃の部活動の様子や振る舞いについて振り返らせ、なぜこのようなことになったのかを考えさせながら事実関係を確認した。
- ・担任と顧問教諭で家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝え、シューズと自転車にかかわった2年生数名を指導し謝罪の場を設けることや、このようなことが起きないように部活動の生徒を十分観察することなど今後の指導等について理解を得た。

配慮すべき事項

技能が伴わない生徒に対して「お前は、いくら練習してもうまくならないな」「お前のミスで負けた」等、顧問教諭の不用意な発言がいじめを誘発する可能性があるため指導には十分配慮する。

その後の経過

②部内での対応

- ・顧問教諭と担任が立ち会いの下、A君に対してシューズと自転車にかかった2年生数名から謝罪する場を設け、このようなことは二度としないことを確認し、チームメートとしての関係の修復を行った。
- ・顧問教諭は、ミーティングでバスケット部員に事情を説明し、今回の行為がいじめであることを理解させ「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」ということを強く指導するとともに、今後、同じようなことが起きない、起こさないためにはどうすべきかを考えさせた。

③校内での対応

- ・1、2年生においては学年集会を開き、今回の件と特定されないよう「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」ということを強く訴えるとともに、いじめが発生した場合は、学校全体でいじめられている子を守り、全力を挙げて取り組むことを伝えた。

いじめられている子の変容とその後の体制

- ・A君は、未だに2年生数名から無視されることがあることを顧問教諭や担任に訴えた。顧問教諭がミーティング等で指導を繰り返しているうちに、そのようなことがなくなり、A君は、少しずつ元気を取り戻していった。
- ・顧問教諭は、これまで以上に、担任との情報交換を密にしながら、生徒とのコミュニケーションを取るようになった。

(1) 本事例を振り返って

- ・本事例では、顧問がいない部活動の練習中の状況やA君を避けている生徒の特定など、事実確認がしっかり行われなかった部分があることから、指導が十分に行き渡っていなかったものと考えられる。そのため、その後も、A君は2年生数名に無視されるという状況が指導後も続いてしまったものと考えられる。
- ・「いじめはどんな理由があっても許されない」という認識のもと、A君自身の振る舞いも振り返らせ、改めるところを気付かせることも大切である。
- ・2年生は、A君が生意気で勝手なプレーが多いため、懲らしめるために行ったとのことから「いじめられる子にも原因がある、仕方がない」という意識があるものと考えられる。このような場合、本事例のように「いじめは絶対に許されない」という指導を徹底することが大変重要である。



(2) 今後、参考にすべき点

- ・些細な内容であっても事実確認をしっかり行い、可能な限りいじめた生徒を特定して指導することが重要である。ただし、犯人捜しに陥らないように配慮することが大切である。
- ・いじめは表面的になくなったように見えても、見えないところで違った形で再発するため、いじめられていた子を一人の教職員だけでなく、体制を組むなどして複数の教職員の目で継続的に観察することが必要である。

③ 地域との連携がポイントとなる事例

小学校 3年生

事例の概要

配慮すべき事項

第三者からの目撃情報については、遊びの一環なのか、いじめなのかを見極めながら指導していくことが大切。

ある日、下校の様子を見守っていたスクールガードの方が、「先生のクラスのA君が、同じクラスのB君にランドセルを持たされたり、ひどい言葉をかけられたりしていましたよ。」と電話で担任に知らせてくれました。

翌日、担任はA君から事実関係を確認したところ、B君は楽しんでいただけで、自分は楽しくなく嫌だった。でも、そのことを誰にも言えなかったとのことでした。また、その放課後には、A君の保護者から、「うちの子どもがどうもいじめにあっているようだ」との相談の電話がありました。

さらに、担任は日頃地域で世話をしてくれている町内の子ども会担当者に、校外での様子を伺ったところ、「先日、地域の七夕集会の時、B君がA君のことを馬鹿にしたり、たたいたりしているのを見ましたよ」という情報を得ました。

いじめの背景

A君とB君は、小さい頃から家が近所だったため、遊び友達であり、小学校入学後もいつも2人で登校する仲だった。

A君は他の子に比べ、なかなか集団生活になじむことができず、孤立しがちであったため、なおさらB君を頼りにしていた。

B君は、A君が頼ってくることをいいことに、A君を利用していた。

事実確認と対策の方針

- ・担任は、スクールガードの方からの情報をもとに、B君に確認したところ、B君はいじめていることを認めた。
- ・担任が教頭に報告したところ、学校としては、事実を正確に把握して対応する必要があることから、スクールガードの方や子ども会の担当者、2人が放課後に通っている児童会館の職員の方から、再度詳しい状況を聞いた上で、今後の対応策を検討することとした。
- ・臨時の学年会を開き、担任は学年主任と連携を図りながらA君とB君に対応することとした。
- ・それぞれの保護者と対応する場合は、学年会で内容を確認してから話をしていくこととした。
- ・学年主任は、学年会で話された内容や対応状況を、その都度、教頭に報告することとした。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・担任は、今後、スクールガード、児童会館のスタッフなど、地域の方にも協力を得ることを伝えて安心させた。
- ・A君は、家庭でも口数が少ないが、日頃からA君の気持ちを聞いてもらうよう母親にお願いをした。また、いじめていたB君を指導するとともに、B君の保護者にも伝えることを約束した。

配慮すべき事項

いじめている子の保護者への対応に当たっては、いじめと決めつけて話をしていくと理解が得られない場合があるので注意が必要である。

その後の経過

②いじめている子とその保護者への対応

- ・担任はB君から事情を確認したところ、A君に対するいじめを認め、A君の立場に立って考えさせたところ、謝りたいという気持ちをもつことができた。
- ・これまでの情報を、B君の保護者に対して理解を得られるように伝えた。
- ・学校としては、今後も地域と連携していく中で、学校のみならず、地域をあげて子どもたちを見守っていくという方針について保護者に理解を求めた。

③再発防止のための手だて

- ・地域のごみ拾い活動を企画し、子どもと地域との心の距離を近づけ、日常的に声掛けの輪を広げていくこととした。
- ・学校は、いじめ防止に向けて、地域の青少年健全育成推進会の中で、互いに情報交換をすることによって子どもの様子を知り、地域全体で子どもたちを見守っていくことを確認し合った。
- ・全教職員で休み時間や登下校の状況など子どもの様子を観察し、トラブル等があれば、情報を共有するように努めた。

いじめられている子の変容

- ・青少年健全育成推進会の取組の一つとして「あいさつ運動」や「声掛け運動」を行い、大人がいつも見守る体制ができたことから、A君に対するいじめの話は聞かれなくなり、A君は、B君と元の仲のよい状態に戻った。



(1) 本事例を振り返って

- ・本事例では、B君もその保護者もいじめとしての認識が薄かった。地域からの気になる情報に接した時に、いかに迅速に手を打つかが重要であり、学校体制として迅速に対応していくことが大切である。
- ・地域からも見守られて生活していることや学校も地域との連携を強化することを伝えたことにより、A君や保護者が安心感をもち、学校の対応を理解してくれたことで、指導がスムーズに進み、いじめは見られなくなった。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・いじめは、校内だけではなく、教職員の目の届かない校外でも行われることがあるため、地域の方や保護者の方から寄せられる情報も大変重要となる。したがって、保護者会や学校説明会などで、地域と連携の在り方、重要性について説明していく必要がある。

4 スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用がポイントとなる事例

小学校 1年生・女子

事例の概要

ある日、Aさんは、友達が自分の悪口を言ってくると、担任に訴えてきました。

そこで担任は、詳しく話を聞くために家庭訪問を行ったところ、部屋はゴミだらけで、異臭が漂っており、座って話をする場所もないほど散らかった状態でした。

Aさんから詳しく話を聞いてみると、クラスの友達が「Aさんってくさいね」と言ってきたり、「Aさんにさわると汚いぞ」とはやし立てたりするとのことでした。

母親からも話を聞くと、生活していくことに疲れ果て、養育する自信もないとのことでした。

翌日、担任は、Aさんから名前のあがった子どもから話を聞いてみると、「だってAさん、変な匂いがするんだよ」と訴えてきました。

いじめの背景

Aさんはいつも同じ服を着ているため、異臭が漂うことがあり、これがいじめにつながっていったと考えられる。

事実確認と対策の方針

- ・担任が、Aさんから事実確認をしていく中で、学級の子どもたちから心ない言葉を言われたり、わざと机を離されたりしていることが分かった。
- ・担任は、Aさんがいつも同じ服を着ていること、また、そのため異臭がすることに気付いていたが、このことを学級の子どもたちが直接本人に言っていることは知らなかった。
- ・担任は、学年主任や教頭にいじめの現状や保護者の様子等を報告し、すぐに校内学びの支援委員会を開き、今後の対応について検討を行った。
- ・市教委と連携して当該の家庭へスクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣し、保護者や本人の困りについて見立てを行い、社会資源の活用を図ることとした。

配慮すべき事項

発達の段階を考えると、「いじめの言動」のある子と、単に「くさい」といっている子どもを分けて指導していく必要がある。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・Aさんの養育環境の改善がいじめの防止につながる可能性があることから、学校は保護者にSSWとの面談についての了解を得た。SSWは保護者の困りに寄り添いながら話を聞き、養育の自信がないとのことから、児童相談所に相談するよう助言した。児童相談所での相談により、母親のAさんの養育に対する姿勢も少しずつ前向きに変わってきた。
- ・担任は、今後、周りからの心ない言動に対しては、その都度厳しく注意していくことを伝えた。

配慮すべき事項

Aさんの家庭のプライバシーに十分配慮して、保護者に理解を求めていくことが大切。

②いじめている子とその保護者への対応

- ・ Aさんから名前のががった子には、1年生という発達の段階を考慮しながらも、相手を傷つける言動については、どんな理由があっても許されないということを理解させた。
- ・ 名前のががった子の保護者には、今回のいじめの事実について知らせるとともに、学校で指導した内容や今後の指導の在り方について理解を求めた。

③学級全体への対応

- ・ Aさんに対する言動がどのようなものであったのか、また、どんないじめであったのか、クラス全体に指導した。
- ・ 自分が言われて嫌な思いをすることは、人に言わないように指導した。
- ・ 学級活動の時間等で、一人の人間に対して、集団で冷やかしたり仲間に入れてあげないことは、いじめであることに気付かせた。

④SSWとの連携

- ・ Aさんや保護者の困りを的確に把握し、支援するためにSSWが保護者と面談するなどして状況を見立て、学校はSSWと連携し、当該家庭の支援を進めていった。
- ・ 児童相談所の定期的な家庭訪問に、何度かSSWとともに教職員も同行することとし、学校・家庭・SSW・児童相談所の連携を密にしながら保護者支援を行った。また、児童相談所は、必要があれば一時保護も視野に入れながら対応する準備を整えた。

その後の経過

いじめられている子の変容

- ・ SSWや児童相談所への相談により、保護者の意識も変わり、Aさんは規則正しい生活を送ることができるようになった。また、身だしなみ等でも保護者の協力も得られるようになってきたため、Aさん自身も以前の明るさを取り戻し、クラスの友達と打ち解けて話すことができるようになった。



(1) 本事例を振り返って

- ・ 本事例では、いじめの原因が養育上の問題とかかわっていたことから、SSWによる見立てを行い児童相談所と連携して対応したことでいじめの解決に向かったものと考えられる。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・ 学校生活だけでなく、家庭環境がいじめの要因と考えられる場合には、SSWによる見立てをとおして、課題を整理していくことが有効である。
- ・ 家庭内の問題が児童生徒の生活に影響を及ぼすような場合は、学校だけで対処するのではなく、民生委員・児童委員や区の保護課（ケースワーカー）、児童相談所等の関係機関と連携を図っていくことが大切である。その際SSWが中心となって、学校主催のケース会議を開催するなどネットワークづくりに資することもできる。

5 関係機関との連携がポイントとなる事例

中学校 2年生・男子

事例の概要

近くのスーパーでA君がペンと携帯ストラップを万引きしました。スーパーでは、家庭と連絡がつかなかったため、学校に電話をしてきました。担任と学年生活係とで店舗に出向き、A君を連れて学校に戻り事情を聞きました。

同じような携帯ストラップを5本も万引きしたので理由を尋ねたところ、上級生から盗ってくるよう強要されたとのことでした。これ以前にも何度か、万引きを強要され筆記用具やお菓子等を相当数、上級生3人に渡していたとのこと、最近は頻りに強要され、断るとその度に、トイレで暴行を受け、けがをしていることも分かりました。

いじめの背景

A君は、小学校の頃から友達が少なく、周囲の気を引こうとして万引きしたものを配っていた。それを聞きつけた3人の上級生がA君を利用し、万引きを強要するようになった。3人の上級生は、2年生後半から服装や時間にだらしないことでよく注意を受けており、その中のB君は、カッとするとすぐに暴力を振るう生徒で、今までに何度も同級生を殴り、指導を受けていた。B君は、最近では、父親から厳しく叱責される度に、家出をくり返し警察に何度も保護されていた。B君は、父親との関係でイライラしていた。

事実確認と対策の方針

配慮すべき事項

警察関係機関と連携する際には、個人情報の扱いに十分配慮する必要がある。

- ・担任は、A君から聞いた話を教頭と生徒指導部長に報告した。
- ・学年をまたがって生徒がかかわっていることから、学校体制で対応することとし、生徒指導委員会を開き、対応策を検討した。
- ・事実確認の結果、上級生は万引きの強要と物品の受け取りを認めた。B君は、A君に暴力を振るい、A君にけがを負わせていることが分かったことから、A君の保護者は警察に被害届を出した。
- ・再度生徒指導委員会を開き、今後の方針を検討し、関係した4名の保護者の承諾を得て、警察と連携しながら対応を進めることとした。
- ・特に、B君については、保護者が、仕事の関係上、B君の生活に十分に目が行き届かない状況があることから、保護者と相談し、道警少年サポートセンターと連携して対応を進めることとした。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・家庭訪問を行い、保護者にこれまでの事実と指導の経過を伝え、これからの学校の指導方針を説明した。
- ・万引きも重大な犯罪であり、決して許されないことを、生徒、保護者とじっくり話し合い、迷惑をかけた店へは保護者の責任で対応するよう確認した。その後、店に親子で出向き、謝罪した。
- ・いじめを受けているA君の立場に立って、二度といじめを受けないように校内体制を強化し、スクールカウンセラーの活用も含め学校が守ることを伝えた。
- ・家庭訪問を継続し、学校体制でA君へのケアを行うこと、警察と連携していじめた子たちへ指導すること、さらには、いじめた子たちの反省の様子について伝え、学校の対応の理解を求めた。

その後の経過

②いじめている子とその保護者への対応

- ・生徒指導担当が暴力も万引きを強要することも犯罪に相当することを理解させ、このようなことは、二度としないよう説諭した。
- ・担任は、B君と教育相談を重ね、家出やいじめをした理由や父親に対する思い等を共感的に聞き取り、不満や悩みの解消に努めた。
- ・保護者に対しては、分かっている事実と指導の経過を伝え、今後の指導方針を説明し理解を得た。本人も交え、再発防止に向け、話し合いをもった。A君への謝罪の必要性も話題にした。
- ・警察に被害届が出されていることから、学校は、保護者の承諾を得て、警察と保護者と連携協力して、A君をいじめた3人への指導と支援をしていくことを確認した。
- ・担任は、B君宅を訪問し、保護者に、B君が家出を繰り返す理由等を伝えながら、B君の気持ちを理解してもらうよう働きかけた。
- ・B君の保護者は、学校と連絡をとりながら、仕事の合間をみて、B君とともに、道警少年サポートセンターへの相談を重ねた。

①いじめられている子と保護者の変容

- ・教職員による休み時間の見守りを強化したことにより、A君は先輩からの圧力を感じることもなくなり、安心して生活できるようになり、同級生と行動する姿も見られるようになった。
- ・保護者は、学校体制での対応と警察と連携した指導に理解を示し、学校への信頼感を回復した。

②いじめていた子の変容

- ・B君を除く他の2名は、自分の行為をすぐに認め、反省し、親子でA君宅へ出向き謝罪した。その後、いじめだけではなく、服装や時間に関する事で注意を受けることもなくなった。
- ・B君は、警察から厳しい指導を受け、親子でA君宅へ出向き謝罪した。
- ・学校は、B君の保護者とともに道警サポートセンターと連携しながら、担任を中心とした教育相談をくり返した結果、B君は安定した生活を取り戻し、自分の進路に目を向けるまでになった。



(1) 本事例を振り返って

- ・本事例は、いじめの行為が、万引き、暴力行為という犯罪行為にまで至っていることから、学校としての対応に合わせ、保護者の承諾を得て、警察と連携して対処したことがいじめの解決につながったものと考えられる。また、こうした学校の毅然とした姿勢が、結果的に、保護者の学校への信頼を高めることにもつながった。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・警察との連携において、学校は、交通安全教室や非行防止教室の開催、中学校区青少年健全育成推進会活動や不審者対応等を通して、日頃から、十分協力関係を築いておくことが大切である。また、保護者の承諾を得て、生徒指導上、警察の指導を有効に結び付けた対応を進めることが重要である。

⑥ スクールカウンセラーの対応で効果があった事例

中学校 2年生・女子

事例の概要

2学期の終わり頃から、Aさんは、Bさんから悪口を言われたり、中傷する手紙を回されたりしました。さらに、BさんはCさんを誘い、一緒にAさんの机に落書きしたり、無視をしたりしました。Aさんは、落書きを一人で消すなどして、このことを誰にも相談せずにはいました。そのうち、Aさんは、休み時間や特別教室の移動などいつも一人で行動するようになり、学級のみんなかから避けられていると思うようになりました。

ある日、担任は、Aさんの手首にカッターのようなもので何度も切った傷跡があることに気付き、最近一人で行動する場面もしばしば見かけており気になっていたことから、Aさんに事情を聞きました。しかし、Aさんは、傷はちょっといたすらただけ、困っていることもないと言って、何も話してくれませんでした。

いじめの背景

AさんとBさんは小学校時代から仲が良く、いつも一緒に行動していた。Bさんは独占欲が強く淋しがりやである。2年生になり、AさんはCさんばかりを誘い、Bさんに声をかけなくなり、Bさんは、Aさんから避けられていると思うようになった。さらに、Bさんは、Aさんのこうした行動は、友達として裏切り行為だと思うようになった。

事実確認と対策の方針

- ・担任は、Aさんと教育相談を行ったが、Aさんからはいじめられているという話は出てこなかった。Aさんには、保護者とも話をする旨を伝えた。
- ・Aさんは本心を話さないことや自傷行為があることから、担任は、学年主任と生徒指導部長に相談したところ、スクールカウンセラーを加えて、生徒指導委員会で対策等について話し合うこととなった。
- ・担任と生徒指導部長でAさんの保護者に手首の傷も含め状況を伝え、スクールカウンセラーと連携する等の学校の対応について理解を得るとともに、学年体制で関係生徒から話を聞くことにした。
- ・スクールカウンセラーは、Aさんとのカウンセリングの中で、仲が良かったBさんとの関係が上手くいっていないことや嫌なことから逃れたくて、気が付いたら自傷行為を行っていたと聞いた。
- ・担任は、Bさんからの話を基に、Cさんにも事実を確認した。
- ・事実確認ができたところで、スクールカウンセラーと生徒指導委員会で具体的な対応について話し合った。

具体的な対応

①いじめられている子とその保護者への対応

- ・保護者に事実を伝えるとともに、教職員やスクールカウンセラーでAさんを守ることを約束した。
- ・保護者にAさんの手首などを注意深く観察し、気になるようなことがあった場合は、すぐに連絡を取り合うことを確認した。また、必要に応じてスクールカウンセラーと相談しながら医療機関の受診等についても検討するようお願いした。

配慮すべき事項

スクールカウンセラーに任せっきりにせず、十分連携を取りながら、担任等が中心となり生徒をサポートする必要がある。

その後の経過

- ・ Aさんには、担任と連携しながらスクールカウンセラーからも話を聞くようにし、相談の守秘義務に配慮しながら、生徒指導委員会で情報の共有化を行い、共通理解を図りながら対応した。また、Bさん、Cさんが事実を認め謝罪したいと言っている旨を伝え、少しずつ安心させていった。

②いじめている子とその保護者への対応

- ・ Bさん、Cさんには、スクールカウンセラーのアドバイスを受けながらAさんの心情を伝え反省を促した上で、Aさんに対して謝罪する気持ちをもたせるとともに、いじめはどんな理由があっても許されないことを理解させた。
- ・ 担任は、特に、Bさんの淋しがりや等の性格を踏まえ、Aさんに行った行為について考えさせるとともに、傾聴の姿勢をもってBさんの悩みも聞きながら内面からの支援を行った。
- ・ Bさん、Cさんの保護者に事実を伝え、今後の対応について理解を求めるとともに、家庭でもいじめは絶対に許されないことなどについて話し合うようお願いした。

③学級集団への指導

- ・ 道徳の時間に、命の大切さやいじめについて取り上げ、温かい人間関係を作るにはどうしたらよいかなどについて考えさせた。

関係生徒等の変容

- ・ 生徒指導委員会を一定期間、臨時に開きながら、スクールカウンセラーにも参加してもらい、AさんやBさん、Cさんの様子等について情報交換を行い、共通理解しながらケア等を進めていった。
- ・ スクールカウンセラーが中心となりAさんの心のケアを行いながら、保護者のサポートもすることで、保護者の心配が減り、Aさんの学校での心身の状態も安定するようになった。
- ・ スクールカウンセラーが廊下等でBさんやCさんにも声掛けすることで、2人の表情も和らぎ、Aさんとの関係も自然になった。
- ・ 学級内では失敗した友達に対し優しく声を掛けるなど、生徒同士の温かい言葉やあいさつが増えてきた。

(1) 本事例を振り返って

- ・ 本事例では、Aさんが自傷行為を行っていたり、本心を言わなかったりするなど、担任がAさんの心を開くことが難しいことから、生徒指導委員会に心の専門家であるスクールカウンセラーを交え、対策等の検討やいじめの指導を終えた後の関係生徒への心のケアを担当と連携して行なうなど組織的な対応を進めたことが効果的であったと考えられる。

(2) 今後、参考にすべき点

- ・ スクールカウンセラーと連携する際には、教職員が十分に対応した上で、どのようなことを何のために連携するのかなど目的をはっきりする必要がある。
- ・ 学校組織上の様々な会議の中で、スクールカウンセラーをあらかじめ必要な会議のメンバーに位置付けるなど、組織的な体制を確立することが重要である。

